

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

① 現状分析

- 若い世代の流出により、居住人口の高齢化が進行している。
- 中心市街地に開発適地が少ないことから、新規の住宅供給がほとんど行われていない。
- 市民アンケートでは、中心市街地に住むことについて「条件にかかわらず住みたいとは思わない」が最も多く 42.0%を占めているが、約 15%の人は、何らかの条件が合えば「住みたい」と回答している。比較的関心を持っている世代は 40 歳代となっている。

② 事業の必要性

<公営住宅等を整備する事業・中心市街地共同住宅供給事業>

- 現時点では、公営住宅等の整備事業や中心市街地共同住宅供給事業は具体化していないが、まち中居住を進めるための調査事業を進めながら、必要に応じて検討する。

<その他の住宅の供給のための事業等>

- 中心市街地には開発適地が少なく、まち中居住希望者に対して住宅が供給されにくい状況にあることから、まち中居住を支援するための仕組みの構築を図り、住宅・宅地の流動性を高めていく必要がある。
- 現在の居住者が住み続けられるよう、住宅改造に対する支援を図る必要がある。
- 地域を調べる市民活動の中で、今ある町屋建築の良さが見直されはじめており、快適な環境づくりの気運が現われている。そこで、地元建築家等の協力を得て、町屋の改装等についての助言を行い、住み続けたい住宅づくりを支援する必要がある。

③ フォローアップ

本計画に位置づけた取組みについては、平成 25 年度から毎年目標指標達成に対する寄与度などの事業効果を点検し、必要に応じて改善に努めながら推進する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業  
該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業  
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 持家住宅建設等事業</p> <p>〔内容〕 持家住宅の取得又は新・増築に係る経費の一部補助</p> <p>〔実施時期〕 平成22年度～</p>	市	中心市街地を含む市全体の人口減少及び高齢化が進行する中で、定住促進を図ることが大きな課題となっており、持家住宅の取得又は新・増築の建設工事に係る経費を支援することによりまち中居住と定住促進を図る。	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金(地域住宅支援)</p> <p>〔実施時期〕 平成24年度～</p>	中心市街地だけでなく市全体を対象区域にした事業

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 中心市街地の空家実態調査及び活用策の検討</p> <p>〔内容〕 調査及び活用策の検討</p> <p>〔実施時期〕 平成21年度～28年度</p>	市	中心市街地への定住促進のため、空家の活用や、不動産所有者・利用希望者双方に対する公的な支援体制づくりなど、土地と建物の流動性を高めるための総合的な調査及び活用策の検討を行う。	<p>〔支援措置〕</p> <p>〔実施時期〕</p>	

<p>【事業名】 住まいる夫婦新生活スタート支援事業</p> <p>【内容】 民間賃貸住宅に居住している新婚家庭への家賃補助(2年)</p> <p>【実施時期】 平成22年度～27年度</p>	<p>市</p>	<p>中心市街地を含む市全体の人口減少及び高齢化が進行する中で、若年層の定住促進を図ることが大きな課題となっており、民間賃貸住宅に新たに居住する新婚家庭の生活スタート支援を行い若年層の定住促進を図る。</p>	<p>【支援措置】 市単独</p> <p>【実施時期】 平成22年度～27年度</p>	<p>中心市街地だけでなく市全体を対象区域にした事業</p>
<p>【事業名】 住宅リフォーム等支援事業</p> <p>【内容】 居住部分のリフォームに係る経費の一部補助</p> <p>【実施時期】 平成23年度～28年度</p>	<p>市</p>	<p>中心市街地を含む市全体の人口減少及び高齢化が進行する中で、定住促進を図ることが大きな課題となっており、居住部分のリフォーム工事に係る経費を支援することによりまち中居住と定住促進を図る。</p>	<p>【支援措置】 県単独、市単独</p> <p>【実施時期】 平成23年度～28年度</p>	<p>中心市街地だけでなく市全体を対象区域にした事業</p>